

日光市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査業務
公募型プロポーザル仕様書

1. 業務名称

日光市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査業務

2. 本業務の目的

本市は、令和6年度に「再生可能エネルギー導入促進に向けたゾーニング事業」（令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）を実施し、地域に調和する再生可能エネルギーの最大限導入を図るため、再エネ導入目標の設定及び地域脱炭素化促進事業の対象区域（促進区域）の設定を行った。本業務は公共施設への太陽光発電導入に関するこれらの目標を実現するため、太陽光発電の優先導入対象施設を抽出し、その導入に向けた具体的工程を計画すると共に2040年に向けた公共施設への100%導入に向けたロードマップを策定することを目的とする。優先導入対象施設の検討に際しては、地域脱炭素化事業の実現に向けての導入スキームも併せて検討し、市域全体の再エネ導入目標の達成に向けての道筋を具体化する。

3. 委託期間

契約日から令和8年1月16日まで

※本事業は、一般社団法人地域循環共生社会連携協会による令和6年度補正「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」のうち「公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援事業」の制度の活用を前提として実施するものである。また、不採択の場合は受託者との協議により中止とすることがある。

4. 設置対象候補施設

設置対象候補施設は、後述の5. 業務内容（2）により抽出すること。なお、契約後、必要に応じて市から提供可能な施設一覧及び未利用地情報を貸与する。

5. 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。具体的な実施スケジュールは提案内容を踏まえ、協議して決定する。

(1) 導入方法のパターン及び適用条件の整理

太陽光発電導入方法のパターンとして屋上型、駐車場型、地上設置型のパターン

別に本市の公共施設等への適用条件を整理すること。

(2) 設置対象候補施設・候補地の抽出と環境調査

屋根置き型及び駐車型の設置候補施設の抽出と地上設置型の候補地の抽出を行い、抽出した候補施設・候補地に対して地域特性・環境特性に関する状況確認をそれぞれ行うこと。

(3) 発電設備の規模調査

(2)で抽出した設置対象候補施設・候補地について、航空写真等から設置面積(パネル設置想定箇所の面積)を計測し、場所の状況に応じた設置密度を乗じる等により、設置可能な設備容量を算出すること。

(4) 発電設備の導入による建築物等への負荷(耐荷重のチェック)

後述の(8)優先導入検討施設で選定した詳細調査対象施設について、構造計算資料を元に耐荷重を確認し、太陽光発電設備の設置の可否や、設置可能なパネル形態(軽量、薄型、壁面設置型等)を確認すること。なお、必要に応じて市から提供可能なデータを貸与する。

(5) 施設ごとの電気使用量の分析

調査対象の全施設ごとに電力使用 30 分デマンドデータ(3か年程度)を収集し、これを基に時間別(季節ごと)、月別、曜日別の電力使用の傾向を整理・把握すること。

(6) 設置対象候補施設・候補地の発電量の試算

(2)で抽出した設置対象候補施設・候補地について、日射量をもとにした発電シミュレーションを行い、設置可能な設備容量における発電量を時間別(季節ごと)、月別、曜日に試算すること。

(7) 自家消費率の算出による導入可能量の試算

設置対象候補施設については、年間、季節別(月別)、曜日別の自家消費率を算出し、対象施設全体における導入可能量を試算すること。

(8) 優先導入検討施設の選定

(1)から(7)までの調査結果を踏まえ、優先導入検討する候補施設及び候補地を併せて 20 か所程度選定すること。選定に当たっては(1)で検討した導入方針や地域脱炭素化に対する導入効果、レジリエンス向上への寄与、導入の事業性などに関する評価視点を設けて、市と受託者の協議により選定を行うこと。

(9) 優先導入検討施設の詳細調査

耐荷重のチェック、設置位置・設置方法調査を行い、屋根面、壁面など建物の特性を踏まえた設置位置(配線ルート含)と設置方法(防水状況含)に関して既存図面による調査及び現地調査等を行うこと。

(10) 事業手法の検討

これまでの結果から、より導入効果が高く、導入の実現性が高いと考えられる施設・施設群(土地を含む)のモデルを10以上選定し、事業手法、適切な設備規模、事業費等、具体的な事業案を検討する。

(11) 導入工程の整理

市の公共施設全体に対する導入工程として、2030年に設置可能な公共施設の50%、2040年に100%の導入に向けた導入スケジュール案を作成する。

なお、日光市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)における再エネ導入目標との整合に留意すること。

6. 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ2回、成果納品時の計4回を予定する。協議した事項等は、その内容の記録を作成し、相互に確認の上、保有する。

7. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりする。

- | | |
|----------------------------|----|
| ①業務報告書 | 2部 |
| ②打合せ記録 | 1部 |
| ③上記(1)から(2)の電子データを保存したCD-R | 2枚 |

※PDFに変換したデータのほか、ワード、エクセル等の加工が可能なデータを記録し、提出すること。

8. その他

(1) 本業務は、環境省「令和6年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」の活用を予定しているため、当該補助金の交付要領等により、補助金の目的や性格を十分理解して業務を行うこと。なお、公告時点では、「令和6年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」の活用を予定している。また、補助金の交付に至

らなかった場合には、事業化されないことがある。

(2) 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、市と受託者の協議により事業を実施するものとする。

(3) 本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議、打合せを綿密に行い、その都度受託者が議事録を作成し、相互に確認するものとする。

(4) 成果品納入後に発生した、受託者の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(5) 受託者は、業務の遂行上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(6) 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、市に帰属するものとする。また、受託者は、著作権を行使できないものとする。

(7) 本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピュータウィルス感染に対する予防、検出及び駆除するための最新の処理を実施するものとする。

(8) 本仕様書に明記されていない事項であっても、業務上当然実施すべき事項、委託者が業務上必要と認める事項については、受託者において、受託金額内で実施するものとする。また、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議を行うものとする。

(9) 成果物において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。